２）橋梁形式が床版橋、Ｉ桁橋、Ｔ桁を除くＰＣ橋であること。
３）最大支間長が75m以上であること。
４）架設工法が、固定支保工以外の架設工法であること。
ただし、上記１）から４）は同一工事であること。
ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。）に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。
② 建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱う。
③ 建設業法の土木工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、建設業法第26条第３項第２号の場合の監理技術者（以下「専任特例２号の場合の監理技術者」という。）の配置は認めない。
⑶ 出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。
⑷ 代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。
⑸ 特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。
7　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い　6⑴①の認定（6⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、6⑴①の認定を受けていない構成員が6⑴①の認定を受けることが必要である。
なお、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。また、この場合において、6⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに6⑴①の認定を受けていないとき又は6⑴①の一般競争参加資格がないとの認定（6⑴①の局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けたときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。
8　資格審査結果の通知
「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。
9　資格の有効期間
特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。
10　その他
⑴ 特定建設工事共同企業体の名称は、「Ｒ７－10　能越道穴水越の原橋梁復旧上部その１工事△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。
⑵ 当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。
令和７年９月26日
国立大学法人京都大学長　湊　　長博
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　26
○第５号
1　調達内容
⑴ 品目分類番号　15、28
⑵ 導入計画物品及び数量
移動通信ネットワーク設備　一式
⑶ 調達方法　購入等及び借入
⑷ 導入予定時期　令和８年度４月以降
⑸ 調達に必要とされる基本的な要求要件
A　当院に設置されている電話交換機との連携により、電話交換機配下の電話機との内線通話を、携帯電話網を利用した音声通話で可能とすること。
B　当院内線電話への外線着信を、調達端末の内線番号に転送できること。
C　調達端末で、株式会社ケアコム製ナースコールの呼出が受信できること。
D　端末の追加導入ができること。
2　資料及びコメントの提供方法　上記１⑵の物品に関する一般的な参考資料及び同⑸の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。
⑴ 資料等の提供期限　令和７年10月31日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）
⑵ 提供先　〒606―8507 京都市左京区聖護院川原町54　京都大学医学部附属病院経理・調達課　契約掛長　田井　睦之　電話075―751―3025
3　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。
⑴ 交付期間　令和７年９月26日から令和７年10月31日まで。
⑵ 交付場所　上記２⑵に同じ。
4　説明会の開催　本公表に基づく導入説明会を開催する。
⑴ 開催日時　令和７年10月９日14時00分
⑵ 開催場所　京都大学医学部附属病院外来診療棟５階会議室Ｂ
5　その他　この導入計画の詳細は導入説明書による。なお、本公表内容は予定であり、変更することがあり得る。
6　Summary
⑴ Classification of the products to be procured : 15, 28
⑵ Nature and quantity of the products to be purchased : Mobile communication network system 1 Set
⑶ Type of the procurement : Purchase and Rent
⑷ Basic requirements of the procurement :
A　Enable internal calls with telephones under the private branch exchange (PBX) using a mobile network for voice communication, by linking with the PBX installed in our hospital.
B　Allow external calls to our hospital's internal phone lines to be forwarded to the internal number of the procured device.
C　Enable the procured device to receive calls from CARECOM nurse calls.
D　Allow for the additional implementation of devices.
⑸ Time limit for the submission of the requested material : 17 : 00　31 October, 2025
⑹ Contact point for the notice : Nobuyuki Tai Contract Section, Accounting and Procurement Division, Kyoto University Hospital, 54 Kawahara-cho Shogoin Sakyo-ku Kyoto-shi　606―8507　Japan, TEL　075―751―3025

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。
令和７年９月26日
国立大学法人京都大学長　湊　　長博
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　26
○第６号
1　調達内容
⑴ 品目分類番号　22、31
⑵ 導入計画物品及び数量
高精度放射線治療システム　一式
⑶ 調達方法　購入等